

「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（変更）原案」に対する御意見と 県の考え方

1 意見募集期間

令和6年9月4日（水）～令和6年10月3日（木）

2 意見の提出者数及び意見件数

46件

区分	人数	意見件数
郵送	0	0
FAX	2	2
電子メール	8	44
その他	0	0
合計	10	46

3 意見の反映状況

区分	意見件数
A：意見を反映し、案を修正したもの	16
B：すでに案で対応済みのもの	15
C：案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	4
D：意見を反映できなかったもの	0
E：その他	11
合計	46

御意見と県の考え方

- (反映状況の区分) A: 意見を反映し、案を修正した
 B: すでに案で対応済み
 C: 案の修正はしないが、実施段階で参考としていく
 D: 意見を反映できなかった
 E: その他

意見 No.	御意見の内容	県の考え方	
		県の考え方	反映状況
1	<p>序論</p> <p>河川整備計画変更の経緯</p> <p>国の河川整備計画が令和5年1月15日に改正また、利根川水系の整備基本方針が本年6月に改正されている。</p> <p>国と県で管轄は異なっているが同じ水系の河川について共通した計画で管理を行うべきで、県の計画も国の整備計画に沿って変更されるべきで、国の整備計画あるいは整備方針がいつ変更されその変更趣旨を記載すべき。</p>	<p>御意見を踏まえて、案に反映をしました。</p>	A
2	<p>序論</p> <p>中川・綾瀬川ブロック河川整備計画の内容</p> <p>河川環境の整備、保全にあたってのあるべき方向性や考え方について、現在国土交通省が指導を行っている、「多自然川づくり」及び「美しい山河を守る災害復旧基本方針」について記載すべき。</p>	<p>「2.4 河川環境の整備と保全に関する事項」などで多自然川づくりを基本とすることを記載しています。</p> <p>また、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」については、御意見を踏まえて、「3.1.1 河川工事の目的、種類」で案に反映をしました。</p>	A

3	<p>1章 中川・綾瀬川ブロックの概要</p> <p>1.1 中川・綾瀬川ブロックの地域概要</p> <p>土地利用について令和時代のデータに更新すべきである。</p>	<p>国土交通省江戸川河川事務所が現時点で公表しているものを用いています。</p>	B
4	<p>1章 中川・綾瀬川ブロックの概要</p> <p>1.1 中川・綾瀬川ブロックの地域概要</p> <p>全体：動植物についての記載について修正すべき</p> <p>理由：ここに記載されている自然情報はいつの時代情報なのか記載していない。動植物など河川環境の情報は、いつ誰がどのような調査で確認されたのか科学的根拠を明確にして記載すべき。</p> <p>また、記載にあたっては絶滅危惧種だけではなく、この流域の生物の特徴を基本とし、各河川の生物についても記載する必要がある。</p>	<p>「中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」の策定時に調査し、環境省レッドリストを確認し適宜修正したものです。</p> <p>また、「1.1 中川・綾瀬川ブロックの地域概要」において、流域に生息する主な生物についても記載しています。</p>	B
5	<p>1章 中川・綾瀬川ブロックの概要</p> <p>1.1 中川・綾瀬川ブロックの地域概要</p> <p>まず、県はどのような調査を行っているのか、治水工事が生物の多様性に与える影響について、県はその工事による影響を最小限とする義務を生物多様性基本法により負っているので、事前の調査と工事後の生物多様性の影響を把握する調査が必要である。</p>	<p>「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載のとおり、多自然川づくりを基本とし、河川工事の実施にあたっては、各地域の特徴を踏まえ、現地や周辺の動植物の生息・生育・繁殖環境の把握に努めてまいります。</p>	C

6	<p>1章 中川・綾瀬川ブロックの概要 1.2.3 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題 17ページ25行目以降の内容について、河川環境についての記載であるので、②の河川環境のところで記載すべき。 また、流量の増減で利水上の問題があるのであれば、ここで記載すべき。</p>	<p>利水に係るものを「1.2.3河川の利用及び河川環境に関する現状と課題」に記載しています。</p>	B
7	<p>1章 中川・綾瀬川ブロックの概要 1.2.3 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題 18ページ17行目までは、今回の整備計画の河川を含む区域の自然環境についての記載であるので、その旨の記載を行い、次に今回の整備計画の対象となる河川区域内の河川環境について記載をすべきではないか。</p>	<p>各河川の具体的な河川環境については、「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載しています。</p>	B
8	<p>1章 中川・綾瀬川ブロックの概要 1.2.3 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題 18ページ18行目の「この地に生息していた魚類や昆虫」について、どこで、いつ頃絶滅をしたのかを記載する必要がある。これらをも本河川整備計画の対象河川区域内に、復活させる計画を示すべきではないか。</p>	<p>「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載のとおり、多自然川づくりを基本とし、河川工事の実施にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生育・生息・繁殖環境の把</p>	C

		握に努め、多様な河川景観の保全・創出に努めてまいります。	
9	<p>1章 中川・綾瀬川ブロックの概要</p> <p>1.2.3 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題</p> <p>18ページ20行目からは現在生息をしている水生生物の記載がされているが、それ以外の植物や動物の記載がない。いつ、その河川で、どのような動植物が生息をしているのか、現在の河川環境における生物の多様性の現状について記載すべきではないか。</p>	<p>流域内の生物の多様性については、「1.1 中川・綾瀬川ブロックの地域概要」において、記載しています。</p>	B
10	<p>1章 中川・綾瀬川ブロックの概要</p> <p>1.2.3 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題</p> <p>河川に関するアンケートの要望より河川環境の維持、保全に努めていく必要とあるが、いつ誰を対象としたアンケートなのか明記すべき。</p>	<p>御意見を踏まえて、案に反映をしました。</p>	A
11	<p>1章 中川・綾瀬川ブロックの概要</p> <p>1.2.3 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題</p> <p>県は、河川の生物多様性に関して、河川の生物の生息、生育、繁殖について河川法による責任があるので、現況の根拠を持って示すべき。</p> <p>また、水質については河川別にある程度具体的に記載されているの</p>	<p>河川の動植物等については、「中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」の策定時に調査し、「1.1 中川・綾瀬川ブロックの地域概要」において、記載しています。</p>	B

	で、生物の多様性についても同様な記載を行うべき。		
12	<p>1章 中川・綾瀬川ブロックの概要 1.2.3 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題</p> <p>22ページ24行目に「広大な河川区域」と記載しているが、何を基準として広大といているのか。前段では、この区域の河川は人工的な用水路等が多く、河川区域は狭いと記載と矛盾している。</p>	前段の記載は「川幅が狭い」という表現です。	E
13	<p>2章 河川整備計画の目標に関する事項 2.4 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>27ページ8行目の多自然川づくりの後に「及び美しい山河を守る災害復旧基本方針」を挿入する。 理由：国土交通省からこれらはすべての河川に適用するとされているので、追加記載が必要。</p>	御意見を踏まえて、「3.1.1 河川工事の目的、種類」で案に反映をしました。	A
14	<p>2章 河川整備計画の目標に関する事項 2.4 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>27ページ10行目から16行目に記載されている内容は、現在河川区域及び流域に生息している動植物についての記載で、限定されている。多自然川づくりは「河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び河川環境を保全・創出すること」なので、将来的にはもっと幅の広い河川管理が</p>	御意見を踏まえて、案に反映をしました。	A

	<p>必要なので、この言葉は多自然川づくりの後にいれるか、あるいは、注釈を入れることが必要である。</p>		
15	<p>2章 河川整備計画の目標に関する事項 2.4 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>27ページ11行目の「自然と調和を図った整備」の意味がわからない。自然とは何を意味しているのか、また、調和とは何と何の調和か。生物多様性基本法及び生物多様性国家戦略は、科学的根拠を持って進めることを基本としているので、曖昧な言葉を使用すべきではない。なお、生物多様性基本法では、事業者は事業に伴う生物の多様性に及ぼす影響を把握し、生物多様性に及ぼす影響の低減に務める義務がある。</p>	<p>御意見を踏まえて、案に反映をしました。</p>	A
16	<p>2章 河川整備計画の目標に関する事項 2.4 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>27ページ15行目の「生物の量」の意味するところは何か？「生物の多様性」と変更してはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえて、案に反映をしました。</p>	A
17	<p>2章 河川整備計画の目標に関する事項 2.4 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>27ページ24行目で、単に不法行為としているが、どのような不法行為が多いのか、多い順番に具体的方策または方針を示すべき。</p>	<p>御意見を踏まえて、案に反映をしました。</p>	A

18	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類</p> <p>29ページ16行目に、調節池の整備が記載されているが、調節池については芝川第1調節池のように生物の多様性に配慮した河川環境復元を行うとともに、水循環基本法によって求められている調節池内の水と河川の水が循環するような構造とする必要があることを明記すべき。</p>	<p>調節池の整備を含め、河川工事の実施にあたっての配慮事項は「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載しています。</p>	B
19	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類</p> <p>29ページ20行目に、多自然川作りの後段に「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を追加する。その後「河川の生物の多様性を保全し、」を挿入する。</p> <p>理由：環境の把握や場所の保全だけでなく、生物の多様性（生態系）そのものを保全することが重要。ここでは調査と場の保存で生物そのものについて記載されていないため、追加記載する必要がある。</p>	<p>御意見を踏まえて、「3.1.1 河川工事の目的、種類」で案に反映をしました。また、河川の生物の多様性の保全については、「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載のとおり、多自然川づくりを基本とし、河川工事の実施にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生育・生息・繁殖環境の把握に努め、多様な河川景観の保全・創出に努めてまいります。</p>	A

20	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類</p> <p>29ページ25行目の「自然にやさしいと」は具体的にどうゆうことか。抽象的表現ではなく、工事箇所の生物の多様性を維持することが基本で、工事による河川環境への影響をなるべく少なくなるような手法で工事を行う旨を記載すべき。</p>	<p>御意見を踏まえて、案に反映をしました。</p>	A
21	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類</p> <p>29ページ29行目の環境の把握は基本であるが、その場所の生物多様性を損なうことがないような工事手法の選択も必要。もし、「その場所の生物多様性が劣化すると考えられる場合は、代償措置についても検討を行う」。ことを明記すべき。</p> <p>環境の把握に努めではなく把握し、その地域における生物の多様性について可能な限り保全することを基本とすべき。</p>	<p>河川工事の実施にあたっての配慮事項については、「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載しております。</p>	B
22	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類</p> <p>29ページ30行目の表土の利用は適切と考えられるが、回避とは何を回避するのか、移植は植物を指していると思われるが、個別の植物ではなく、基本はその区域における生態系の保全、をしなければ生物の多様性は確保できな</p>	<p>御意見を踏まえて、案に反映をしました。</p>	A

	い。すなわち河川法に定める河川環境の保全にならない。		
23	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類</p> <p>【中川】 「自然にやさしい」を「生物の多様性に富んだ」に修正すべき。 理由:「自然にやさしい」とする言葉が具体的に何を意味することか不明なため。以下綾瀬川の記載等に同様な記載があるので修正すべき。 また、ワンドの役割を「生物の移動回廊としての機能」としているが、ワンドに生物を移動させるような機能は少ないので、「生物の生息、生育機能を創出」とすべきではないか以下34ページの4行等にも同様の記載されているため修正する必要がある。</p>	御意見を踏まえて、案に反映をしました。	A
24	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類</p> <p>【毛長川】 「河床掘削」についての記載があるが、河床掘削は河川環境に与える影響が大きいため、掘削前よりも掘削後の方が河川生態系が豊かになるように工事手法を検討し、工事を行う。を追加する。以下各河川に同様の記載があるので修正すべき。 また、「河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を」の後に「図るとともに生物の多様性を維持</p>	河川工事の実施にあたっての配慮事項については、「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載しております。	B

	し、生物の生息、生育、繁殖環境の向上を図る。」を追加すべき、以下同様の記載がある河川について修正すべき。		
25	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【元荒川】 河床掘削についての記載がされているが、ムサシトミヨの生息環境として重要な、湧水、水草、流量、水温等ムサシトミヨの、生息、生育、繁殖環境を保全することが、まず必要で、これらの条件が十分満たされる工事を行うことが必要で、30行に記載されている「十分配慮する」ムサシトミヨの生息環境が失われる可能性もあるため、「ムサシトミヨの生息、生育、繁殖環境を保全する」との記載にすべき。</p>	御意見を踏まえて、案に反映をしました。なお、河川工事の実施にあたっての配慮事項については、「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載しております。	A
26	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【新方川】 新方川の調節池設置場所（新方川整備平面図調節池C地点）ですが、前々から内水氾濫や新方川・元荒川の決壊にビクビクしていました。早く安心して暮らせるよう治水対策を市や議員を通してお願いしてきました。 今回漸くこの調節池が指定の地に増設されると聞いてまた計画を読み将来に希望が持てる対策に県が動かれたことに大変喜んでいま</p>	「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載のとおり、整備を行ってまいります。なお、河川工事の実施にあたっての配慮事項については、「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載しております。	E

	<p>す。この場所は毎年開催される田んぼアート地ではありますが、命を守ることが最優先です。花田・増林・東越谷の友人たちの多くは喜んでいきます。是非とも早期実施をお願いします。</p>		
27	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【新方川】 「中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」(変更原案) P41 で述べられている「元荒川」大いに賛成の意見でございます。 近年、ゲリラ豪雨や線状降水帯の発生が頻繁に起こり国内でも災害が続いております。 越谷においても「中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」(変更原案) P13 で述べられていたように甚大な内水に何度も見舞われました。 令和5年6月の台風の折にも、近所の方も床下浸水、また車も水に浸かり廃車せざるを得ない被害を受けられました。 埼玉県職員の皆様には、日々、私たち県民の生命と財産を守るために懸命に働いて下さっていることに改めて感謝申し上げます。 ぜひ、変更原案通り工事を進めていただきたく心よりお願い申し上げます。皆様方のご健康を心よりお祈りいたしております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。</p>	<p>「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載のとおり、整備を行ってまいります。</p>	E

28	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【新方川】 新方川右岸約50m位に本社（住居）あり。調整池を作るという計画には賛成です。素人なので、専門的な知識はないのですが、河川の底上げ（土砂&ゴミその他の撤去等）を行うのも良いのではと思います。最大のピンチは、車の水没の恐れあり、早朝高台に移動して、大事にいたらなくて助かりました。</p>	<p>「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載のとおり、整備を行ってまいります。</p>	E
29	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【新方川】 新方川に二つめの調整池の一日も早い建設の着手を希望します。年々災害に値する大雨は日本各地でおき、昨年越谷でも線状降雨帯が発生し、私の住む花田でも、県道115号（産業道路）が川のようになり、あふれた水が住宅地に流れこんできました。 また、新方川とつながる水路がいっぱいになり、舗道（花田小学校の通学路にも使われている）として利用されている、コンクリートのフタの部分から水があふれてくる内水氾濫もおきました。 越谷の現在の地に住んで四十数年いままでにない事でした。 強い雨が降る…と聞くと、大変不安になります。</p>	<p>「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載のとおり、整備を行ってまいります。</p>	E

	<p>新方川に、第二の調整池の計画があると聞き、この地域の人命と生活の安全の為、一日も早い実現をのぞんでおります。</p>		
30	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【新方川】 新方川の調節池設置場所（新方川整備平面図） 調節池C地点に関して、私は集中豪雨や台風による浸水被害に悩まされてきた地域に住んでおり、前々から内水氾濫や新方川・元荒川の決壊の恐怖に早く中川の大改修で安心して暮らせるよう生命を守る治水対策を市等をお願いしてきました。今回漸く抜本的な治水対策としてこの調節池が指定の地に増設されると聞いてまた計画を読み将来に希望が持てる対策を県が実施してくださるので大変喜んでいます。この場所は毎年開催の田んぼアート地で東埼玉資源環境組合の展望台から見ることのできるイベントですが、命を守ることが最優先です。友人が多くいる花田・増林・東越谷の住民は喜んでます。是非とも早期実施をお願いします。</p>	<p>「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載のとおり、整備を行ってまいります。なお、河川工事の実施にあたっての配慮事項については、「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載しております。</p>	E
31	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【新方川】 私は、新方川沿いに位置する、越谷市の千間台西連合自治会の相</p>	<p>「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載のとおり、整備を行ってまいります。</p>	E

<p>談役を仰せつかっておる者でございます。</p> <p>台風や大雨によって何度となく、せんげん台駅の西口と東口付近をはじめ、地域の浸水被害に悩まされてきたところです。</p> <p>住宅や商店街の床上・床下浸水や車の水没をはじめ、歩くことが危険と感じるほどの道路冠水といった浸水被害にあっております。</p> <p>千間台西連合自治会では、10年以上にわたり、水害対策を越谷市長宛に毎年要望してきているところであります。</p> <p>埼玉県では、10億円の予算を投じ、新方川の堤防嵩上工事を実施し、越谷市では内水氾濫を防ぐためにポンプを稼働させて排水を行っていますが、川の水位が限界になればポンプによる排水はできなくなります。</p> <p>そこで、新方川が合流する中川の河川改修が必要になりますが、多額の財源や長期の工事期間を要します。</p> <p>そのため、新方川への貯留施設や調節池の設置を要望してきたところです。</p> <p>今回の河川整備計画（変更）原案では、越谷市の増森地域に調節池をつくる計画となっております。</p> <p>是非とも流域治水対策を実施していただき、浸水被害の防止をお願いするものでございます。</p>		
---	--	--

32	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【新方川】</p> <p>新方川の周辺に住んでいます が、新方川は13頁に書かれてい るとおり、平成28年に浸水被害 緊急対策事業が実施されたもの の、依然として数年に1度、建物 や道路等の浸水被害が起きてお り、浸水に対する効果が感じられ ません。</p> <p>また、昔に比べて、大雨が頻繁に 降るようになっているため、雨が 降るたび不安な生活を送っていま す。</p> <p>令和5年6月の大雨では、はん濫 危険水位を超え、またポンプの処 理能力を超える大雨だったと聞い ています。</p> <p>今後、このような雨が降っても安 心して暮らせるよう、附図に示さ れている地点において、新たな調 節池の整備、中川との合流点対策 を早急を実施することを強く望み ます。</p>	<p>「3.1.1 河川工事の 目的、種類」に記載 のとおり、整備を行 ってまいります。</p>	E
33	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【新方川】</p> <p>調整池、水門対策に賛成です。 2023年の床上浸水も、非常に困り ました。 よろしく申し上げます。</p>	<p>「3.1.1 河川工事の 目的、種類」に記載 のとおり、整備を行 ってまいります。</p>	E

34	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【新方川】 新方川整備平面図 調整池Cの場所について 計画予定地に、越谷市観光協会が開催している田んぼアートの場所が含まれるように見えます。田んぼアートは、15年継続されており、毎年田植えには多くの応募者があり、既に越谷市の魅力になっていますので、田んぼアートが今後も継続できるように、計画場所のご検討をお願いします。 以上のことを、埼玉県に問い合わせ中に、越谷市長と関係部署の方が、農協や商工会議所の上層部に「田んぼアートの場所に調節池を作るので、田んぼアートは後2年で終了」と説明したと、出席者から聞きました。事業計画の年数など埼玉県に問い合わせた内容と大きく異なりますが、越谷市役所が説明した内容が正しいのでしょうか。 また、新聞発表によると、水辺のアクティビティが含まれるようなので楽しみにしていますが、既に大相模調節池がありますし、計画予定地の対岸の総合体育館にはビオトープ的な池もあります。新しい調節池が市民にとって有意義なものになることを願っています。 新たな調節池が、近隣市民の防災意識が高めることを期待していま</p>	河川工事の実施にあたっての配慮事項については、「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載しております。	B
----	---	---	---

	<p>す。水辺のアクティビティによって、市民にとって防災も観光も伴った充実した生活に繋がることでしよう。</p>		
35	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【姫宮落川】 「カワセミの繁殖地の整備にあたっては、十分配慮する」となっているが、カワセミが繁殖するためには、餌となる小魚が沢山いること、その魚を捕るために川面に突き出した木があること、埒となる藪が河川敷にあること、営巣場所である崖が河川敷にあることの3要素が必要。本計画の対象河川にはそれぞれカワセミが生息をしていると考えら、これらすべての河川において3つの条件を満足できるような河川環境整備が必要です。工事によってカワセミの生息、繁殖環境が失われないようにすることが必要。</p>	<p>河川工事の実施にあたっての配慮事項については、「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載しております。</p>	B
36	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【青毛堀川】 「自然環境の再生」を、「多様な動植物が生息する豊かな河川環境を整備・保全するとともに自然共生型の整備を図る」と利根川の整備基本方針に記載されている方針を準用すべき。</p>	<p>河川工事の実施にあたっての配慮事項については、「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載しております。</p>	B

37	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【その他（全ての河川）】 「十分配慮する」ではなく、工事によってこれらの動植物の生息、生育、繁殖環境が悪化することのないように、事前の調査、工事手法の検討、場合によっては代償措置を行う旨を明記すべき。他の河川の記載についても同様に変更すべき。</p>	<p>河川工事の実施にあたっての配慮事項については、「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載しております。</p>	B
38	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【その他（全ての河川）】 「協力しながら」の後を、「河川が本来有している生物の生息・生育。繁殖環境を保全。創出に務める。」に修正し多自然川づくりを本計画の基本と記載すべき。</p>	<p>御意見を踏まえて、案に反映をしました。</p>	A
39	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【その他（全ての河川）】 各河川についての記載で河畔林の記載が一切ない。埼玉県東部は、森や林が少なく、大きな森林は存在していない。だからこそ小規模な河畔林については、治水上の障害物として伐採するのではなく、様々な工夫をして特殊な河川環境として維持保全、育成することが必要。</p>	<p>御意見を踏まえて、案に反映をしました。</p>	A

40	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【その他（全ての河川）】 また、湿地環境が著しく減少して生物の多様性が河川から失われている現状を考慮し、河川が本来持っている環境の復元・創出を目指し、河床掘削にあたっては、ワンドなどの整備だけではなく、湿地環境の再生・創出を進め、治水と生物の生息環境向上を進めることを明記すべき。</p>	<p>河川工事の実施にあたっての配慮事項については、「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載しております。</p>	B
41	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.1 河川工事の目的、種類 【その他（全ての河川）】 各河川において調節池の整備が記載されているが、これらの調節池について、設置箇所、規模、設置時期についての記載が一切されていない。本計画がおよそ30年という長期計画であることからその詳細を本計画に記載することは困難と考えられるが、治水上の必要性は現段階でも明らかであるので、10年スパンでの建設時期とおおよその規模を明らかにしておくことが計画上必要最低限。それらの明示がない本計画は整備計画としての要件を満たしていないのではないか。</p>	<p>河川法上、必要なことを記載しています。</p>	B

42	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.1.2 河川工事の施工の場所 表3-1(1) 河川環境に関する ことの記載 「自然にやさしい水辺づくり」と の言葉が出てくるが、多自然川づ くり基本指針ではどこにこのよう な曖昧な言葉は示されていない。 曖昧な表現ではなく調査の段階か ら科学的な知見を持って整備計画 の実行に務めることを明記すべ き。</p>	御意見を踏まえて、 案に反映をしまし た。	A
43	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.2 河川の維持の目的、種類及び 施工の場所 「河川本来の機能が十分発揮」 を「河川が本来有している生物の 生息・生育・繁殖環境を保全、創 出に務めるとともに」に変更する。 理由 河川の機能に限定すべきで はないので「生物の生息、生育、 繁殖環境の保全」を追加する必要 がある。</p>	河川機能全般を示 しているため、原案 のとおりとします。	E
44	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.2.1 洪水の被害発生の防止又は 軽減 河川情報の収集提供 国レベルでは平成2年から「河川 水辺の国勢調査」が行われ、河川 環境情報の収集が行われているた め、県においても順次調査を制度 化し調査を行う必要がある。これ らの情報は治水工事に伴う河川環</p>	「3.1.1 河川工事の 目的、種類」に記載 のとおり、河川工事 の実施にあたって は、各地域の特徴を 踏まえ、現地や周辺 の動植物の生息・生 育・繁殖環境の把握 に努めてまいります。	C

	境の改善を実施するための重要な根拠となるので、早期に調査を開始すべく、河川整備計画にその旨記載をすべき。		
45	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.2.3 河川環境の保全</p> <p>河川情報のところでも記載したが、国が所管する河川においては、動植物の生息調査が一定期間ごとに行われ、各河川の生物多様性について、評価することが可能になっている。しかし、県の所管する河川においては、水系ごとの調査が行われておらず、動植物の生息状況は明らかになっていない。そのような状況で、河道掘削のような河川環境に重大な影響を及ぼす工事は実施すべきではないので、各水系について計画的に動植物の調査を行うことを明記するとともに、最低限河床掘削を行う場合は、事前の動植物調査を行ったうえで、工事計画を決定することを明記すべき。現状では多自然川づくりに沿った工事が行われているとは考えられない。</p>	<p>「3.1.1 河川工事の目的、種類」に記載のとおり、多自然川づくりを基本とし、河川工事の実施にあたっては、各地域の特徴を踏まえ、現地や周辺の動植物の生息・生育・繁殖環境の把握に努めてまいります。</p>	C
46	<p>3章 河川整備の実施に関する事項 3.2.4 地域住民との協働</p> <p>48ページ24行目の美化の後に「河川における生物の多様性」を追加。 単純な「河川の美化」は「河川の生物多様性」を阻害することが多いため。</p>	<p>河川愛護活動に関する観点での記載のため、原案のとおりとします。</p>	E

	<p>例えば河川敷に園芸品種を植えたりする行為は一般的に環境美化とされているが、生物の多様性から考えれば、河川環境の多様性を損なう行為のため。</p>		
--	---	--	--